

平成 26 年 1 月から制度スタート



自助努力に基づく中長期的な資産形成を後押しする制度

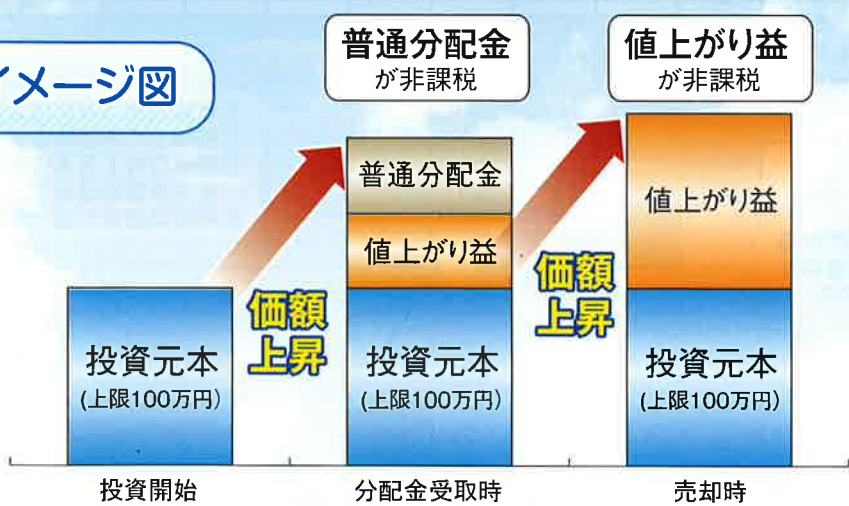
NISA 少額投資非課税制度

平成 25 年 12 月 31 日に廃止する現行の証券優遇税制(軽減税率)に代わり、平成 26 年 1 月 1 日から新たな証券優遇税制(NISA)が始まります。

※「NISA (ニーサ)」は「少額投資非課税制度」の愛称です。



株式投信の場合のイメージ図



NISA 6つのポイント

対象

満20歳*以上の日本国内にお住まいの方

*平成26年以降、各年1月1日時点

非課税対象

株式投資信託や上場株式の配当金や売却益等

非課税投資枠

新規投資資金で毎年上限100万円

💡 使用しなかった分を翌年以降に繰り越すことはできません。

非課税期間

投資開始年を含めて最大5年間

💡 非課税投資総額は最大500万円

口座開設可能期間

平成26年1月1日から平成35年12月31日まで（10年間）

口座開設

お1人様1口座まで

💡 複数の金融機関で口座を同時に開設することはできず、お1人様につき1つの金融機関でのみ開設が可能となります

NISA イメージ図

口座開設可能期間は10年間

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年	
平成26年	100万円投資	（非課税期間：最大5年間）														
平成27年		100万円投資														
平成28年			100万円投資													
平成29年				100万円投資												
平成30年					100万円投資											
平成31年						100万円投資										
平成32年							100万円投資									
平成33年								100万円投資								
平成34年									100万円投資							
平成35年										100万円投資						

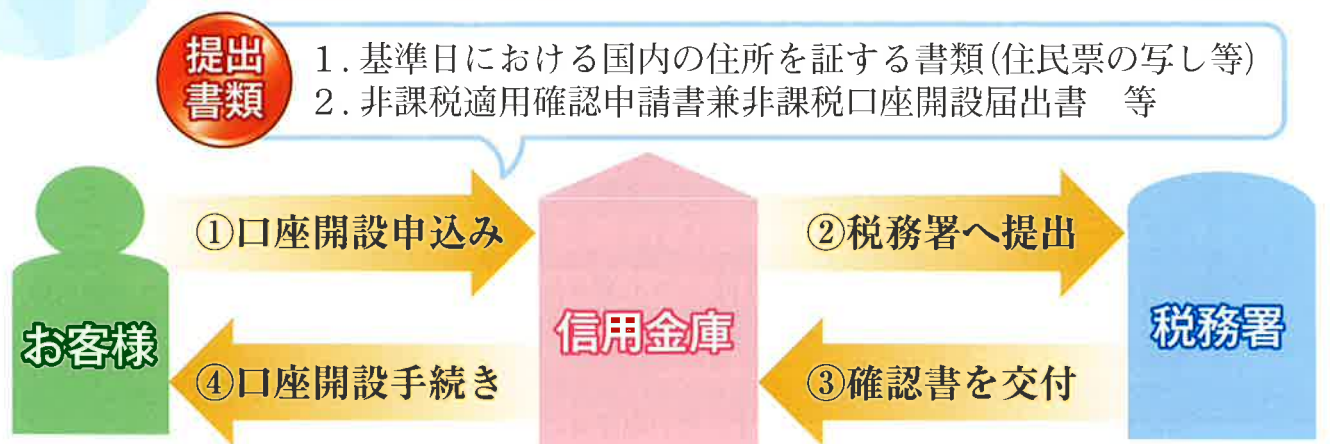
毎年の非課税投資枠は100万円

ある年における「非課税投資総額」は最大500万円

5年経過後の対応は3通り
 ①売却して非課税のメリットを享受する。
 ②翌年のNISAの新たな枠に移管して100万円まで非課税保有する。
 ③特定口座または一般口座に移管して保有する。

NISA口座
（非課税）

特定／一般口座
（課税）



②～④は平成 25 年 10 月以降の対応となります。

Q1 非課税期間の途中で売却できますか？その場合、空いた枠を再利用できますか？

A1 期間途中でも売却は可能です。
NISA は、新規購入 100 万円に対して適用されますので、例えば、購入した年に売却をした場合でも、枠の再利用はできません。

Q2 NISA 口座の損益と課税口座の損益を通算することはできますか？

A2 NISA 口座は課税口座と明確に区分された口座であり、損益通算はできません。

Q3 金融機関ごとに NISA 口座を開けますか？

A3 NISA 口座は、一つの金融機関でのみ開設可能ですので、当金庫でお申し込みいただいた場合、他の金融機関・証券会社では開設できず、当金庫で取り扱う投資信託(等)についてのみ、NISA 口座でご購入できます。

Q4 現在保有している投資信託を NISA 口座に移管することはできますか？

A4 課税口座から NISA 口座に移管することはできません。

Q5 金融機関等を経由せずに、直接発行会社から受け取る上場株式等の配当等も NISA の対象になりますか？

A5 配当等は NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されなければ非課税とはなりません。なお、当金庫の NISA 口座で取り扱う公募株式投信の配当等については、特段の手続きを経ずとも非課税の適用を受けることができます。

Q6 平成 25 年 1 月 1 日以降住民票取得日までに引越しをした場合、「基準日における国内の住所を証する書類」は、どのようにすればいいですか？

A6 平成 25 年 1 月 1 日時点にお住まいの市区町村で住民票の除票の写し※をご請求のうえ、ご提出ください。なお、同一の市区町村内で引越しをした場合は、平成 25 年 1 月 1 日時点の住所を証明する住民票の写し等をお住まいの市区町村にご請求のうえ、ご提出ください。
※消除された戸籍の附表の写しでもお手続きいただけます。

【投資信託ご購入にあたっての注意事項】

- ◆ 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- ◆ 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◆ 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- ◆ 投資信託には元本および利回りの保証はありません。
- ◆ 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◆ 外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◆ 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- ◆ 投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額（買付価額）に最大3.15%の購入時手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.500%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大1.6695%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込期間や保有期間によって異なりますので、表示することができません。
- ◆ 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ◆ 投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- ◆ 投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面を必ずご覧ください。

【投資信託に関する主な手数料等の概要】

- ◆ 購入時手数料（ご購入時）
ご購入時に直接ご負担いただく費用で、各ファンドの買付時1口あたりの基準価額（買付価額）に、商品一覧表に記載の手数料率、約定口数を乗じて得た額。
- ◆ 信託財産留保額（ご換金時）
ご換金時にご負担いただく費用で、換金時の基準価額に対して、商品一覧表に記載の料率を乗じた額。ご換金の際は、ご換金時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額にて、換金代金が算出されます。
- ◆ 運用管理費用（信託報酬）等（保有時）
保有時に間接的にご負担いただく費用で、原則として、信託財産の純資産総額に対して、商品一覧表に記載の料率を乗じた額。日々計算され、信託財産の中からお負担いただきます。
※投資信託にかかる費用は上記の他に、監査費用、売買委託手数料などがあります。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認下さい。
※その他詳細につきましては、各ファンド最新の投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

お問い合わせ先

遠州信用金庫の本・支店窓口または下記の連絡先までお気軽にお問合せください。

本部・営業統括部:電話(053)472-2946



ゆとりのくらしのパートナー
遠州信用金庫



<http://www.shinkin.co.jp/enshin>

登録金融機関 東海財務局長(登金)第28号

・本資料は、信頼できると判断した情報をもとに当金庫が作成しておりますが、正確性・完全性について当金庫が責任を負うものではありません。
・本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、投資信託・その他の有価証券の売買等を推奨するものではありません。
・本資料は、予告なく変更される場合があります。